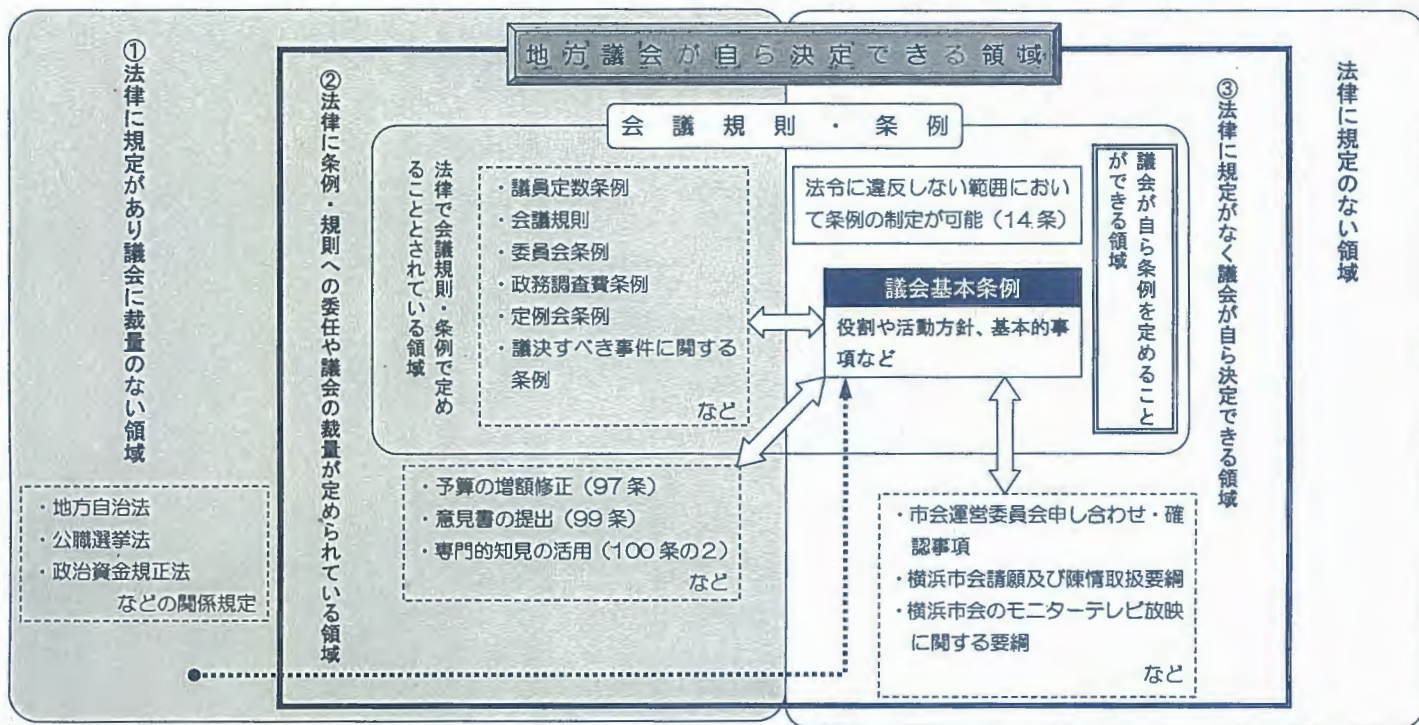


議会基本条例の性格・位置付けについて

1 地方議会に関する法体系



①法律に規定があり議会に裁量のない領域

議員の任期等、地方自治法等で規定されており、議会において規定を設けることができない領域

②法律に条例・規則への委任や議会の裁量が定められている領域

第91条の議員定数のように「条例で(詳細)は定める」とされている事項(上段枠内の領域)や、第99条の意見書の提出のように「...することができる」と規定されている事項(下段の領域)など、議会の判断により、一定の裁量の範囲内で決定することができる領域。

③法律に規定がなく議会が自ら決定できる領域

市会運営委員会申し合わせ・確認事項、要綱等のように、それらの規定が法に基づくものでなく、議会が決定し、設けている領域。

**議会基本条例** (条例の位置付けは、2参照) → 議会が自ら条例を定めることができる領域  
 ①～③のそれぞれの領域の各規定に係る議会の役割や活動方針、基本的事項などを議会基本条例で定める(また、議会において条例等を制定改廃する場合には、議会基本条例において定めた役割や活動方針、基本的事項などに基づき行うこととなる。)

2 議会基本条例の位置付け

